

平成30年度 木(森)に由来する伝統文化継承事業

## 桐の栽培育成研修 研修生募集

国産桐材の生産量は、長期にわたる価格低迷等により減少の一途をたどっています。全国最大の生産量を誇る「会津桐」の産地である当町においても、桐の栽培面積は大きく減少しており、栽培技術の継承が課題となっています。このため、桐栽培に必要な基礎知識や技術の習得を目的とした研修を実施し、後継者の育成及び桐産業の振興を図ります。

- 場 所 三島町内
- 研 修 費 無料
- 募集人数 町内外から5名
- 研修日程(予定)

【第1回】6月11日(月)

内容：会津桐の歴史、苗木の養成等

【第2回】6月28日(木)

内容：桐木材市場視察研修(秋田県)

【第3回】7月中旬

内容：桐の品種と病害虫防除、桐畑への植え替え等

【第4回】10月中旬

内容：桐植栽地の適地判定、土壌調査等

【第5回】11月下旬～12月初旬

内容：桐の植栽、冬囲い等

※全5回に参加可能な方に限ります。

※日時等詳細は研修生に通知します。

- 準 備 品 飲み物、昼食、筆記用具、手袋、雨具等(野外実習あり)
- 申し込み 所定の応募用紙に必要事項をご記入のうえ、産業建設課産業係に提出してください。
- 締 切 日 5月31日(木)必着

☎産業建設課産業係 ☎(48)5566

## 移動図書館「あづま号」のお知らせ

福島県立図書館の移動図書館「あづま号」がやってきます。町民センターでは借りることのできない本もたくさんありますので、どうぞご利用ください。

- 日 時 5月31日(木) 午後1時～午後2時15分
- 場 所 町民センター前駐車場

☎教育委員会 ☎(48)5599

## ※(ホ)平成30年度「ヨガ教室」のお知らせ

公民館ヨガ教室では今年度より女性だけでなく、**男性の参加者も募集します**。ヨガには深い呼吸とポーズによる心身のリラックス効果があります。日頃の疲れやストレスを解消し、健康を維持しましょう！

日 時	時 間	場 所	申込締切
5月30日(水)	午後7時～ 午後8時	町民センター ふれあいの間	開催日前日の 午後5時まで
6月27日(水)			
7月25日(水)			
※8月以降も開催予定です			

- 講 師 大竹 沙紀 先生(ヨガインストラクター)
- 準備品 飲み物、タオル  
ヨガマット(公民館に貸出用があります)
- 参加料 無料
- 対象者 三島町在住か町内企業勤務の方



☎公民館 ☎(48)5599

## 町営バス定期券の検認の方法が変わりました

平成30年4月より、町営バス定期券の検認方法が変わりました。ご乗車の際に、運転手が定期券と料金をお預かりし、次回乗車時にお返しいたします。なお、月末に実施しておりました、各地区を巡回する町営バス定期券の検認は実施しませんので、忘れずに検認を受けるようお願いいたします。

☎総務課 ☎(48)5511

## 道の駅みしま宿放射能検査室 臨時休業について

検査員の研修のため、下記日程で放射能検査室を終日臨時休業といたします。ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

○臨時休業日 5月24日(木) 終日

☎町民課町民係 ☎(48)5555

## 平成30年新指定国重要文化財 荒屋敷遺跡出土品展

荒屋敷遺跡出土品が国の重要文化財として指定されることになったことを記念し、交流センター山びこにおいて企画展を開催いたします。

開催期間：6月5日(火)～7月1日(日)

開館時間：午前9時～午後5時(最終入館午後4時30分) ※入場無料

休 館 日：月曜休館

会 場：交流センター山びこ ☎52-2165

主 催：三島町教育委員会、交流センター山びこ

オープニングセレモニー並びに展示解説会を6月5日(火)10時より開催いたします。

☎交流センター山びこ ☎(52)2165

## ※(ホ)こらんしょ運動教室のお知らせ

心身機能の向上を目的とした『こらんしょ運動教室』を開催します。膝や腰、肩等の痛みを楽にする効果的な運動方法や、マッサージ・ストレッチ・筋力アップの方法を学ぶことができますので、お気軽にご参加ください。

今年度も毎月1回の町民センターに加え、各地区集会所でも実施しています。町民センターに来ることが出来ない方もぜひこの機会にご参加ください。

【定期開催】(どなたでも参加できます)

●日 時 6月5日(火) 午前10時より

●場 所 町民センター1階 ふれあいの間

【地区開催】(どの地区の方でも参加できます)

●日 時 6月4日(月)午前10時より 【滝原林業集会所センター】

6月11日(日)午前10時より 【大谷活性化センター】

6月11日(日)午後1時30分より【桑原集会所】

◆講 師 健康運動指導士 島田 一郎 先生

◆準備品 ①飲料水 ②みしま健康ポイントカード

☎地域包括支援センター ☎(48)5045

## 6月1日は「人権擁護委員の日」です

平成30年は人権擁護委員制度70周年に当たります。法務省と全国人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法が施行された日を記念して毎年6月1日を入権擁護委員の日と定め、人権擁護委員が特設人権相談所を開設して相談に応じています。

相談は三島町人権擁護委員が応じます。秘密は守られます。身近な困りごとや悩みごとなどお気軽にご相談ください。

日 時：6月1日(金) 午前9時30分～午前11時30分

場 所：三島町高齢者生活福祉センター

人権擁護委員：二瓶 厚(名入) 角田 信子(大登)

☎総務課 ☎(48)5511

『集落魅力づくりプロジェクト』

自ら考え実行する  
美しい地区づくりを支援します

①平成30年度三島町地区支援事業補助金【2次募集】

町では魅力ある地区づくりを推進する事業に対し補助金を交付します。振興計画の地区目標の実現にご活用ください。(下記のとおり申請を受け付け、審査の上採否を決定いたします)  
なお、地区担当職員が地区の課題の解決や地区資源の発掘・有効活用を支援しますので、お気軽にご相談ください。

◎募集期限 6月1日(金)まで

対象事業	町内の地区(行政区)又は地域づくり団体等が行う事業で、次の要件を満たすものとする。 ①地区の魅力拡大や課題解決、住民福祉の向上、交流活動の促進など、地区づくりを目的とする事業であること。 ②一時的なものでなく、継続的な取り組みにつながる内容であること。 ③事業主体が地区以外の地域づくり団体の場合は、事業の実施場所となる地区との連絡調整が図られていること。
補助の額	補助対象経費の10分の10以内(千円未満切り捨て) ※ただし補助対象経費が委託料・工事請負費・備品購入費に限られる事業の場合、補助の額は5分の4以内とする。(国・県等の補助採択を受け、その自己資金に当補助金を充当する場合はこの限りではない) 補助の額は上限50万円とする。 ※交付要綱に基づき対象外となる経費があります。
その他	同一地区内から複数の申請があった場合は、その地区内における補助の合計額の上限を50万円とする。
申請先・問合せ先	地域政策課 地方創生推進係 ☎(48) 5533 申請書様式や要綱はHPからも確認することができます。

②平成30年度「美しい地区づくり町民運動」

地区等が実施する花植えや地区内清掃により、地区景観の向上及び住民同士のコミュニケーションの円滑化による地域内コミュニティの活性化を図るとともに、日本で最も美しい村連合加盟町村として美しい町づくり意識の醸成に繋げることを目的とし、下記対象活動において必要な資材を現物支給いたします。

◎募集期限 随時受付

対象事業	花植え、花壇・プランター整備	地区内清掃
事業内容	草花を道路沿いに設置するプランター及び花壇に植栽する場合	地区内のゴミ拾い等、クリーン活動に関する作業をする場合
支給資材	草花の種子、球根、苗、肥料、土、プランター、その他町長が必要と認める経費	軍手、ゴミ袋、その他町長が必要と認める経費
申請先・問合せ先	地域政策課 地方創生推進係 ☎(48) 5533 現物支給のため、発注等のお時間をいただくこととなります。原則、実施日の1ヵ月前にお問い合わせください。	

☎地域政策課 地方創生推進係 ☎(48) 5533

町民の方々が行う  
森林資源の活用事業を支援します

①薪ストーブ購入・設置に15万円を助成します

【補助額】 薪ストーブ1台 上限15万円  
(福島県事業との併用も可能です)  
※薪ストーブ本体価格・付属機器・及び設置経費を含めた総額の5分の1以内の額で15万円を上限とします。  
※福島県事業との併用の場合は総事業から福島県補助金を差引いた額を総事業とし、その5分の1以内の額で15万円を上限といたします。

【補助台数】 5台  
※薪及び端材を燃料とし、二次燃焼機能を有するストーブ(※)をいいます。  
※初回申請が補助台数を上回った場合、抽選により決定する場合があります。  
※平成30年度木質バイオマス利用ストーブ普及支援事業との併用も可能です。

【募集期間】 平成30年6月1日(金)から平成31年2月28日(木)まで  
※期間内でも補助台数に達した日で募集を締め切ります。

【申請資格】 以下全てを満たすこと。  
①三島町内に住所を有している者、又は事業者であること。  
②購入するストーブは薪ストーブであること。  
③使用場所は三島町内で、個人の場合は自らの住宅とし、事業者の場合は住所のある活動拠点とする。  
④平成30年4月1日以降に薪ストーブを購入設置していること

【補助金申請】 指定の補助金申請書により添付書類を添えて提出する。  
①本体価格及び設置費用の詳細が分かる見積書  
②製品仕様書、パンフレット等 ③設置予定箇所を明示した建物の見取り図  
④町税に滞納のない証明書 ⑤その他町長が必要と認める書類

【注意事項】 ◇補助金受付は受理された日付毎の先着順とします。  
◇補助金は1名(1事業者)につき1台限りです。  
◇補助要綱に従わない場合は補助金の取り消し及び返還を命じることがあります。

【申込み・問合せ先】 産業建設課 産業係 Tel (48) 5566 Fax (48) 5544



※二次燃焼とは?  
簡単にいえば煙を綺麗にするための機能です。クリーンバーンともいいます。  
薪を燃やして出る煙の中には多くの不純物が含まれています。この不純物をストーブ炉内上部で燃やすことで煙が綺麗になり、結果として煙突への煤付着を軽減でき、煙突掃除回数を減らすことに貢献します。  
ストーブ性能の欄の燃焼方式に「二次燃焼式」と記入されているものが対象です。

②薪割り機械を無償で貸出します

【趣旨】 町民・地区において森林資源活用に取組んでいただくため、薪割り機械を無償で貸出しますので希望される方は申請ください。

【申込み開始日】 平成30年6月1日(金)から

【機器名】 エンジン付き薪割り機 (20 t)

【台数】 1台 ※使用料無料

【対象】 町民

【使用日数】 最長1週間程度(搬入出を含む)とします。(先着の方優先)

【使用条件等】

- ①運搬については申請者が行ってください。(※保管場所からの往復)
- ②燃料については申請者負担とし、返却時に満タンで返却してください。
- ③保険について、危険を伴うので保険等の加入をお勧めします。
- ④故障・修理については、基本的に作業中のものであれば申請者の対応とします。

【その他】 ※基本的な操作については貸出し時に説明します。  
※マニュアル等を準備しますので安全に作業するようお願いいたします。  
※使用期間中の保管には十分お気を付けください。

【申込み・問合せ先】 産業建設課 産業係 Tel (48) 5566 Fax (48) 5544